

令和8年（フ）第997号

京都市伏見区向島中島町77番地1 コーポル
ミネ202号室
債務者 和田 博史

- 1 決定年月日時 令和8年9月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第374号

神奈川県小田原市蓮正寺298番地の1 蛭田
マンション203
債務者 山本 浩美

- 1 決定年月日時 令和8年9月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第951号

広島市東区福田5丁目1923番地8
債務者 新村 伸枝

- 1 決定年月日時 令和8年9月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和9年1月6日まで
広島地方裁判所民事第4部

破産手続廃止

令和8年（フ）第723号

千葉市花見川区朝日ヶ丘4丁目3番2号
フェリシアガーデン103号
破産者 織田 慶太

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年（フ）第653号

千葉県旭市新町731番地1
破産者 亡花澤昇一相続財産

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（フ）第1853号

千葉縣市原市菊間3番地
破産者 株式会社プロスバ

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（フ）第1855号

千葉縣市原市西広3丁目7番地23
破産者 澤井 雅人

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第566号

代替住所A（東京都江戸川区南篠崎町5－4－1－303）
破産者 森山 里花

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第820号

千葉市花見川区千種町345番地18
破産者 寺田 雅俊

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第857号

千葉市中央区富士見1丁目5番12－703号
破産者 松本 直樹

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第872号

千葉県習志野市袖ヶ浦2丁目7番7－103号
破産者 増子 大志

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第98号

千葉縣市川市八幡2丁目5番20号
破産者 有限会社ウィル

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第650号

千葉市中央区富士見2丁目7－9富士見ビル
609号
破産者 合同会社わらく

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第782号

千葉縣市原市山木1248番地9、開始決定時の住所千葉県船橋市三山6丁目39番10号
破産者 秋山恵里佳（旧姓高島）

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第813号

千葉県船橋市二宮1丁目24番19号 早邊方
破産者 後藤 学

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第4066号

東京都港区六本木7丁目17－22－612
破産者 Bliss Wellnessこと
石田 文

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第2023号

さいたま市中央区上落合三丁目4番15号
破産者 エクセル株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第261号

東京都板橋区徳丸三丁目33番16号マンション
東武練馬102号室
破産者 株式会社博榮ビル管理

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（フ）第2118号

千葉縣市原市国分寺台中央7丁目1番地6宮
原コーポ202
破産者 株式会社向日葵ホーム

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第301号

島根県益田市あけぼの本町11番地17
破産者 株式会社堀啓

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第302号

千葉縣市川市平田3丁目18番16－103号（市川グリーンタウンミズボ）
破産者 堀江 啓太

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係